平成28年11月22日全国健康保険協会

傷病手当金と障害厚生年金等との併給調整に係る会計検査院の指摘について

平成 28 年 11 月 7 日、会計検査院長から内閣総理大臣に対して、平成 27 年度の決算検査報告が行われた。その中で、当協会において支給決定した傷病手当金の一部において、障害厚生年金等との併給調整が適正に実施されていないことについて不当事項との指摘があった。

1 事案の概要

- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 99 条の規定により、被保険者が療養のため 労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない 場合には、傷病手当金を支給することとされている。また、同法第 108 条の規定により、対象者が同一の傷病により障害厚生年金等を受けることができるときは併給調整 を行い、年金額に応じて、傷病手当金の支給額を減額することとされている。
- ② 傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金等を受けることができる場合は、申請者は、傷病手当金支給申請書にその旨を記載することとされているが、申請者の申告が漏れることがあるほか、傷病手当金の支給終了後に、障害厚生年金が傷病手当金支給済みの期間にまたがって遡及して裁定され、事後的に併給調整の対象となる事例もあることから、協会においては、健康保険法第 108 条第 6 項の規定に基づき、日本年金機構に対し、傷病手当金の支給決定を行った者等の年金受給等に関する情報を照会してその提供を受けることにより、併給調整の要否を確認することができるようにしている。
- ③ しかし、協会の支部において、協会が日本年金機構から年金情報の提供を受けているのに、併給調整の要否について確認を十分に行っていなかったことにより、併給調整が適正に実施されていない事例があった。

2 会計検査院の指摘

会計検査院は、本件について、5支部26件の傷病手当金の支給において、併給調整が 適正でなく、適正な支給額との差額16,759,800円が不当と認められるとして指摘したも のである。

3 協会における対応

- ① 各支部に対して、傷病手当金と障害厚生年金等との併給調整に係る取扱いについて 改めて周知し、適正な事務処理を徹底するよう指示した。
- ② 会計検査院の指摘のあった 16,759,800 円については、既に返還の措置を講じた。